SAGA2024食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、SAGA2024医事・衛生基本計画に基づき、SAGA2024 における食品衛生対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施項目

食品衛生対策は次の事項を実施するものとする。

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の向上

保健福祉事務所等は、SAGA2024実行委員会(以下「県委員会」という。)、会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)、 関係市町及び関係団体の協力を得て、食品に起因する衛生上の危害を防止する ため、食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識 のより一層の向上を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

ア 営業宿泊施設及び弁当調製施設等への対策

保健福祉事務所等は、食品関係営業施設等に対する監視・指導及び検査を 強化し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図るとともに、必 要に応じて食品の収去検査等を実施する。

特に、営業宿泊施設、弁当調理施設、土産食品の製造・販売施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場等の食品販売店に対しては、重点的に監視・指導を行う。

イ 転用施設等への対策

会場地委員会及び関係市町は、保健福祉事務所等の協力を得て、転用施設等の調理担当を対象に、調理施設の衛生管理、食品の衛生的な取扱いについての指導を行う。

(3) 自主的な衛生管理活動の促進

保健福祉事務所等は、食品取扱施設を対象に食品衛生指導員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

(4) 食中毒患者の措置

保健福祉事務所等は、大会参加者等に食中毒患者が発生したときには、食品衛生法に基づく必要な措置を講じ、県委員会、県、会場地委員会及び関係市町は、連携して事故の拡大防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

県委員会及び会場地委員会は、大会参加者等に食中毒患者が発生した場合に 備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。